

2025年12月29日

三重県知事
一見勝之 様

民族教育の未来をともにつくるネットワーク愛知・ととりの会

県職員の国籍要件見直しの検討および住民アンケート実施に関して（質問および要請）

私たちは、愛知県内を中心としつつ東海地方にある朝鮮学校の支援活動をしている「民族教育の未来をともにつくるネットワーク愛知・ととりの会」（以下、ととりの会）と申します。三重県四日市市にも「四日市朝鮮初中級学校」があり、私たちと日頃から交流もあります。私たちは朝鮮学校のほか、日本国内に多く在住している外国籍/外国ルーツの人たちが自らのアイデンティティーを大切にしつつ、日本社会でどのように暮らしていくのかということを考え、実践していく意味で「民族教育の未来をともにつくる」という名称を使用しています。

このような観点から、2025年12月24日の新聞各紙・テレビなどで報道された三重県職員採用における国籍要件の復活というニュースには、大変ショックをうけ、また看過できず、こうして質問状を送っております。本状到達後2週間以内に、末尾記載の送付先まで書面にてご回答いただくようお願いいたします。

なお、本質問は、公開質問状として、質問とご回答を公表いたしますので、その旨ご了承ください。

質問

（1）報道によりますと、今回の「国籍要件の復活」はその背景に「スパイ防止法」など国レベルで重要情報を巡る議論が活発化する中、同県伊勢市の伊勢神宮参拝で毎年多くの要人が訪れる事などから、情報流出の防止を強める狙い」（『中日新聞』2025/12/24）とあります。

過去において、2023年には東京都で、外国籍職員による個人情報の流出があったことは承知しておりますが、三重県において外国籍の職員が「情報流出」をしたことがあるのでしょうか？

（2）三重県は外国籍職員について、現在も許認可や徴税など「権力行使」に関わる業務や管理職に就かせないという運用を行なっていると確認しております。私たちはその方針にも異論がありますが、すくなくとも現行のように、職員配置の際に業務内容を考慮する方法によって（1）で指摘されている「問題」にはすでに対応できているのではないでしょうか？それにもかかわらず、なぜ今あらためて「国籍要件」を復活させる必要があるの

でしょうか？

（3）報道および2025年12月25日の三重県知事の記者会見によれば、実施予定の「県民への意識調査」において、外国人職員の採用継続の是非を問う設問を設け、その結果を踏まえて最終的な判断を行うとされています。これは一見「民主主義」的な手続きにみえますが、以下の点で重大な問題を含んでいます。

マイノリティの職業選択の自由や差別されない権利等の基本的人権に関わる政策を多数決で決めるという方法は、マイノリティの人権が十分に考慮されないという点でその人権を軽視するものです。そもそも、外国籍の住民は知事や県会議員の選挙において投票権を有しておらず、その意思は制度上自治体の政策に十分に反映されていないことも踏まえると、このような手続きの問題点はより一層明らかといえます。

そのうえで、「県民の意識調査」を根拠にして国籍要件の是非を決定するという手続き自体が暴力的でもあると言わざるを得ません。このような対応は三重県が掲げてきた「外国人との共生に力をいれる」という方針とも大きく乖離しています。

三重県の外国籍人口割合は全国4位と高く、日系南米人をはじめ多様な外国人住民が暮らしています。こうした状況を踏まえ、これまで外国人住民との共生を目的とした様々な施策を積極的に進めてきた点は評価します。それにもかかわらず、今回の方針は中央政府における「スパイ防止法」等の動きと結びついた排外主義的な潮流の影響をうけたものだと考えます。「治安管理」を理由にして、人権を蹂躪することにあまりにも無自覚ではないでしょうか？

25年以上にわたって継続してきた「国籍要件なし」の職員採用を、今あらためて県民に問い合わせる必要性はどこにあるのでしょうか？そうしなければならないほどの「問題」／「課題」が現在の三重県に本当に存在しているのでしょうか？

新聞記事によると、「排外主義ではない」と考えているようですが、12月24日付共同通信の本件記事がYahoo!ニュースに配信され、そこにつくコメントの多くは極めて差別的で排外主義的です。知事が「差別ではない」と言っても、結果が差別を生み出している現実にも目を向けてほしいと思います。

多様性の重視、ダイバーシティというような言葉が政策用語でも頻繁に聞かれる現在、特に三重県では、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」は、国籍を含む属性を理由とする不当な区別、排除、制限を明確に禁じ、差別の解消を行政の責務として定めており、これは、すばらしい条例だと思います。今回、発表された「国籍要件」復活はこの条例にも反するものだと思います。どうか三重県におかれましても外国籍県民の思い、また、そこに連なる日本人県民の運動によって撤廃した「国籍要件」の復活をしないようお願い申し上げます。

以上

【回答送付先】

〒464-0074 名古屋市千種区仲田二丁目15番8号 NTビル7階
弁護士法人名古屋北法律事務所ちくさ事務所 裴明玉弁護士